

【安全衛生教育】

刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育（再教育） （4時間コース）のご案内



一般社団法人 北海道林業機械化協会
札幌市中央区北4条西4丁目1伊藤ビル6F
(TEL 011-251-0708, FAX 011-251-0710)

刈払機を使用して作業をする時は、労働安全衛生法で定めている『安全衛生教育』を受けるよう指導されています。また、当該教育を修了後、一定期間（概ね5年以上）経過した人については、「再教育」を受けることが、安全対策の上からも望ましいとされています。

当協会では、安全衛生団体として、受講者が15人程度以上いましたら、「出張講習」を行っています。ご一報をお待ちしています。

1 講習カリキュラム

科	目	範	困	時間
学 科	刈払機に関する知識	刈払機の構造及び機能の概要と選定		4時間
	刈払機を使用する作業に関する知識	作業計画の作成等、刈払機の取扱い、作業の方法		
	刈払機の点検及び整備に関する知識	刈払機の点検・整備、刈刃の目立て		
	振動障害及びその予防に関する知識	振動障害の原因及び症状、予防措置		
	関係法令	労働安全衛生関係法令中の関係条項及び関係通達中の関係事項等		
計				4時間

2 受講申込みの手続き

受講申込書（別紙）に必要事項を記入し、次の書類等を添えて当協会に送付してください。

- (1) 安全衛生教育修了証の「写」（顔写真が判明できるよう複写願います。）
- (2) 写 真；顔写真（縦3.0cm×横2.5cm）1枚（裏面に氏名を記入）
- (3) 受講料；9,000円（教本代含む。令和2年4月1日～）

3 受講時に持参するもの

学科講習時には、筆記用具（鉛筆・蛍光ペン）等を持参してください。

4 修了証の交付

安全教育を修了した人には、当協会が「再教育修了証」を交付します。